

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

(1) 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（H24.10.26 厚生労働省告示第 551 号（概要））

雇い止めの予告	使用者は、有期労働契約（3 回以上更新し、又は雇入れ日から起算して 1 年を超える継続勤務者に限り、あらかじめ契約を更新しない旨明示されているものを除く）を更新しない場合は、少なくとも契約期間満了日の□ A □までに予告をしなければならない。
雇い止めの理由の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇い止めの予告を行う場合は、使用者は、労働者がその雇い止めの理由について証明書を請求したとき、□ B □交付しなければならない。 ・ 有期労働契約が更新されなかった場合、使用者は、労働者が雇い止めの理由について証明書を請求したときは、遅滞なく交付しなければならない。
契約期間についての配慮	使用者は、有期労働契約（□ C □以上更新し、かつ、雇入れ日から起算して 1 年を超えて継続勤務している者に係るものに限る）を更新する場合は、契約の実態及び労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならない。

(2) 常時 500 人を超える労働者を使用し、坑内労働または労基法施行規則第 18 条に掲げる有害業務に常時□ D □以上の労働者を従事させる事業場においては、使用者は少なくとも 1 人を□ E □の衛生管理者として選任しなければならない。

- ① 10 日前 ② 14 日前 ③ 5 日前 ④ 30 日前 ⑤ 14 日以内に
 ⑥ 5 日以内に ⑦ 遅滞なく ⑧ 可能な限り ⑨ 2 回 ⑩ 1 回 ⑪ 専属
 ⑫ 5 回 ⑬ 12 ヶ月 ⑭ 20 人 ⑮ 15 人 ⑯ 5 人 ⑰ 30 人 ⑱ 臨時
 ⑲ 常勤 ⑳ 専任

労働者災害補償保険法

〔問2〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

(1) 保険給付に関する決定に不服のある者は、□ A □に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、□ B □に対して再審査請求をすることができる。そして、審査請求は、□ C □することができ、再審査請求は、文書でしなければならない。

ただし、再審査請求は、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して□ D □を経過したときは、することができない。

(2) (1)の審査請求をしている者は、審査請求をした日から□ E □を経過しても審査請求についての決定がないときは、□ A □が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

(3) (1)の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

- ① 1カ月 ② 2カ月 ③ 3カ月 ④ 6カ月 ⑤ 8カ月 ⑥ いつでも
⑦ 文書または口頭で ⑧ 口頭で ⑨ 1年 ⑩ 3年 ⑪ 雇用保険審査官
⑫ 所轄都道府県労働局長 ⑬ 労働者災害補償保険審査官 ⑭ 労働保険審査会
⑮ 労働保険審査官 ⑯ 2週間 ⑰ 文書かつ口頭で ⑱ 都道府県知事
⑲ 所轄労働基準監督署長 ⑳ 7日以内に

雇用保険法

〔問 3〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

教育訓練給付金の額は、当該教育訓練の受講のために支払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る）の額に所定の率を乗じて得たとされ、その率は、①支給要件が3年以上である者であって、一般教育訓練を受け、修了した者については100分の20と、②支給要件期間が□A年以上である者であって、□Bを受け、修了した者（当該□Bを受けている者を含み、③に該当する者を除く）については□Cと、③支給要件期間が□A以上である者であって、□Bを受け、修了し、当該□Bに係る資格の取得等をし、かつ、□Dとして雇用された者又は雇用されている者については、□Eとされている。

- ① 専門実践教育訓練 ② 実践教育訓練 ③ 専門教育訓練
- ④ 専門実践訓練 ⑤ 100分の30 ⑥ 100分の10
- ⑦ 100分の40 ⑧ 100分の60
- ⑨ 8 ⑩ 7 ⑪ 100分の80 ⑫ 100分の5
- ⑬ 一般被保険者 ⑭ 高年齢継続被保険者 ⑮ 日雇労働被保険者
- ⑯ 短期雇用特例被保険者 ⑰ 100分の50 ⑱ 100分の90
- ⑲ 10 ⑳ 5

健康保険法

〔問 4〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- (1) 健康保険法は、労働者又はその被扶養者の□ A □（労働者災害補償保険法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する□ A □をいう）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (2) □ B □としての業務に起因する疾病、負傷または死亡に関しては、原則として保険給付は行われませんが、これは、□ B □としての業務に起因する疾病・負傷・死亡については、使用者側の責めに帰すべきものであり、保険料が労使折半である健康保険による給付にはなじまないためである。なお、被保険者数が□ C □未満の適用事業所で、□ B □としての業務であって、他の従業員が従事する業務と同一であると認められるものに起因する疾病、負傷または死亡である場合は、健康保険の保険給付が行われる。
- (3) 産前産後休業終了時の標準報酬月額額の改定に関し、改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して□ D □を経過した日の属する月の翌月からその年の□ E □（当該翌月が 7 月から 1 2 月のいずれかの月の場合は、翌年の□ E □）までの各月の標準報酬月額とされる。

- ①通勤災害 ②業務災害 ③業務災害および通勤災害 ④労働福祉事業
⑤法人の役員 ⑥法人の代表者 ⑦個人事業の代表者 ⑧法人 ⑨ 3 人
⑩ 1 0 人 ⑪ 1 0 0 人 ⑫ 5 人 ⑬ 1 ヶ月 ⑭ 3 ヶ月 ⑮ 4 ヶ月
⑯ 2 ヶ月 ⑰ 3 月 ⑱ 8 月 ⑲ 1 2 月 ⑳ 9 月

労務管理及び労働に関する一般常識

〔問 5〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- (1) 同一の使用者ととの間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く）の通算契約期間が□ A □を超える労働者が、使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間満了日までの間に、満了日翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は申込みを承諾したものとみなす。
- (2) なお、原則として、一の有期労働契約の契約期間満了日と次の有期労働契約の契約期間初日との間に空白期間があり、空白期間が□ B □以上であるときは、空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。
- (3) 定年（□ C □未満のものに限る）の定めをしている事業主は、雇用する高年齢者の□ C □までの安定雇用を確保するため、高年齢者雇用確保措置（定年の引き上げ・□ D □制度の導入・定年の定め廃止のいずれか）を講じなければならないが、□ D □制度を導入している場合は、原則として、希望者全員を対象としなければならない。なお、改正法施行（H25.4.1）までに□ E □で□ D □制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、経過措置として60歳台前半の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢以上の者について、□ D □制度の対象者を限定する基準を定めることができる。

- ①継続雇用 ②役職定年 ③出向・転籍 ④職業紹介 ⑤就業規則
⑥労使協定 ⑦労働協約 ⑧各労働者との労働契約 ⑨60歳 ⑩70歳
⑪55歳 ⑫65歳 ⑬3月 ⑭6月 ⑮1月 ⑯1年 ⑰3年 ⑱5年
⑲10年 ⑳8年

社会保険に関する一般常識

[問 6] 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- (1) 介護保険法は、□ A □に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が□ B □を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の□ C □の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区が行う介護保険の被保険者とする。
- ・市町村の区域内に住所を有する□ D □の者
 - ・市町村の区域内に住所を有する□ E □の医療保険加入者

- ①加齢 ②老齢 ③老後 ④高齢者 ⑤尊厳 ⑥人権 ⑦威厳 ⑧財産
⑨相互扶助 ⑩共同連帯 ⑪助け合い ⑫協力関係 ⑬65歳以上
⑭60歳以上 ⑮55歳以上 ⑯20歳以上 ⑰20歳以上60歳未満
⑱40歳以上60歳未満 ⑲70歳以上75歳未満
⑳40歳以上65歳未満

厚生年金保険法

〔問 7〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- (1) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき、又は当該受給権取得から1年経過日までに、他の年金たる給付（障害厚生年金、遺族厚生年金、遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の受給権者になっていない場合で、老齢厚生年金を当該受給権の取得日から起算して1年経過日前に請求していない者は、□A□に対して支給繰り下げの申し出を行うことができるが、受給権取得から□B□を経過した日（□B□を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者になっていないものとする）後に繰り下げの請求があったときは、受給権を取得した日から□B□を経過した日の属する月の翌月から増額された老齢厚生年金が支給される。
- (2) 妻が死亡したことによる夫に対する遺族厚生年金は、妻の死亡当時に夫が□C□以上の場合は60歳まで支給停止されるが、□D□の受給権を有する場合は、支給停止されない。
- (3) 年金額の年6回の支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとされているが、毎年3月から翌年2月までの間においてこれらの切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを□E□の支払期月の年金額に加算するものとする。

- ①日本年金機構 ②都道府県知事 ③年金事務所長 ④実施機関
⑤2年 ⑥5年 ⑦4年 ⑧1ヶ月 ⑨40歳 ⑩45歳 ⑪20歳
⑫55歳 ⑬老齢基礎年金 ⑭付加年金 ⑮遺族基礎年金 ⑯障害基礎年金
⑰2月 ⑱4月 ⑲6月 ⑳8月

国民年金法

〔問 8〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- (1) 第 2 号被保険者の離職等によって第 3 号被保険者が第 1 号被保険者に該当したにもかかわらず種別変更の届出が遅れると、2 年より前の期間は保険料徴収権の時効消滅により保険料納付ができず、結果として保険料未納の時効消滅不整合期間（特定期間）が発生していたが、平成 25 年 7 月の改正により、厚生労働大臣に届出をすることにより、この特定期間を A と同等のものとして扱うこととされた。
- (2) 遺族基礎年金を受けることができる者は、被保険者又は被保険者であつた者の B 又は子であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ一定の要件に該当する者でなければならない。
- (3) 基礎年金に対する国庫負担は、税制の抜本的な改革で安定財源確保が図られた年度を「特定年度」とし、その年度以降、恒久的に基礎年金の国庫負担は C とすることとされた。
- (4) 年金給付の受給権者が死亡した場合、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹又はこれらの者以外の D の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。
- (5) 旧国民年金法の規定により、昭和 36 年 4 月 1 日以後に国民年金に任意加入しながら保険料を未納していた E の期間については、合算対象期間として受給資格期間に算入される。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ①保険料未納期間 | ②保険料納付猶予期間 | ③保険料納付済期間 |
| ④学生納付特例期間 | ⑤20歳以上65歳未満 | ⑥20歳以上 |
| ⑦40歳以上65歳未満 | ⑧婚姻 | ⑨20歳以上60歳未満 |
| ⑩2親等内 | ⑪3親等内 | ⑫同居 |
| ⑬3分の1 | ⑭2分の1 | |
| ⑮4分の3 | ⑯6分の5 | ⑰配偶者 |
| ⑱妻 | ⑲夫 | ⑳配偶者および父母 |